



基安安発0224第2号

令和5年2月24日

公益社団法人産業安全技術協会 代表者 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成31年に高所作業において使用される墜落防止用の保護具は原則としてフルハーネス型を使用することとする法令改正を行いました。このうち、墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号。以下「構造規格」という。）については令和4年1月1日をもって経過措置期間が終了し、令和4年1月2日より完全適用されました。

厚生労働省では、販売されている墜落制止用器具の安全性を確保するため、構造、性能、強度等を試験する、買取試験を実施しています。

このたび、買取試験を行った墜落制止用器具の一部の製品について、構造規格を満たしていないものがあることが判明したため、別添のとおり公表しました。

貴団体におかれましても、貴団体会員等に対して、下記の墜落制止用器具の製造、輸入、販売及び使用に当たって留意すべき事項の周知を徹底いただくとともに、墜落制止用器具の適切な製造、輸入、販売及び使用につきまして、特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

構造規格第9条には、墜落制止用器具の見やすい箇所に、墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月を表示すべきことが定められ、またショックアブソーバの見やすい箇所に、ショックアブソーバの種別、最大の自由落下距離、使用可能な重量及び落下距離を表示すべきことが定められています。

1. 製造者の実施事項

製造に当たっては、構造規格で定められた試験を行った上で必要な事項を表示してください。



2. 輸入者、販売者及び使用者の実施事項

輸入、販売及び使用に当たっては、定められた事項が適切に表示されているか確認してください。

適切な表示がない製品は、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反となりますので、輸入、販売及び使用を中止し、直ちに所轄の労働基準監督署に報告するとともに、販売者におかれましては、販売済みのものを回収してください。

以上

報道関係者 各位

令和5年2月24日

【照会先】

労働基準局 安全衛生部 安全課

課長

釜石 英雄

外国安全衛生機関検査官 牧 宣彰

(代表電話) 03(5253)1111(内線5485, 5504, 5615)

(直通電話) 03(3595)3225

規格不適合の墜落制止用器具（安全帯）の使用中止と回収について

～皆さまの安全を守るため規格に適合した墜落制止用器具を使用してください～

厚生労働省は、高所作業等の際に使用が義務付けられている墜落制止用器具（安全帯）の安全性を確認するため、国内で販売されている製品の構造、性能、強度等を試験する買取試験を実施しています。

令和4年度の買取試験^{※1}の結果、一部製品に墜落制止用器具の規格^{※2}（以下「規格」）で定める構造、性能、強度等の要件を満たしていないものが確認されました。規格で定める要件を満たしていない製品が使用された場合、労働災害等の発生につながるおそれがあることから、厚生労働省では、販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、使用を中止するよう広く注意喚起するため、ウェブサイトでその事実を公表しています。

※1 フルハーネス型31種、胴ベルト型8種を対象に実施

※2 厚生労働省は、平成31年に、墜落制止用器具（安全帯）は一定の高さ以上ではフルハーネス型を使用することとする法令改正を実施。規格は令和4年1月1日で経過措置期間が終了し、翌1月2日から全面適用されています。

これらの規格で定める要件を満たしていない製品は、労働安全衛生法により、高所作業等の際に使用する墜落制止用器具として製造、販売、使用することが禁止されています。厚生労働省では、メーカー、ユーザー、販売業者の関係団体に対し、注意喚起の通達を発出し、高所作業等を行う場合は規格に適合した墜落制止用器具を使用するよう呼びかけています。

■規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具

No	メーカー	製品の種類および型番
1	有限会社安琳	フルハーネス：YPNSLJPWS2
2	日本ハネウェル株式会社	ランヤード：FP81 ST1.8R

※上記の墜落制止用器具の詳細は、別添を参照ください。

【今回構造規格を満たしていないことが判明した製品についてのお問い合わせ】

購入した製品に関するお問い合わせは、メーカーまたは販売者までお願いします。

【他の個別の製品についてのお問い合わせ】

お持ちの墜落制止用器具が法令で定める要件を満たしているか等の商品に関するお問い合わせは、各メーカーまでお願いします。

国家規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具の詳細

No. 1

- 1 メーカー
有限会社安琳
- 2 製品の種類及び型番
フルハーネス：YPNSLJPWS2（販売数：約 5,000 個）

- 3 販売者情報
販売者 株式会社基陽
電話 0120-83-2304
※お問い合わせ可能日時 平日 9:00-16:00
住所 兵庫県三木市別所町小林 477-10

販売者は、自主的に販売先への通知、回収作業を開始しており、希望する場合は、規格適合品と交換している。

- 4 要件に適合しない内容
耐衝撃性

- (1) 脚部から先に落下させる試験において、動的トルソー（※）を保持しなかったこと（墜落制止用器具の規格第 8 条）
- (2) 頭部から先に落下させる試験において、D 環の位置が大幅にずれ、落下後の動的トルソーの中心線とランヤードとのなす角度が 45° を超え、頭部が下がり復帰しなかったこと（墜落制止用器具の規格第 8 条）
- ※ 落下試験等の際に墜落制止用器具を装着する人形

フルハーネス



フルハーネス全体（前側）



フルハーネス全体（後側）



- 1 メーカー
日本ハネウエル株式会社
- 2 製品の種類及び型番
ランヤード：FP81 ST1.8R（販売数：664 個）
- 3 販売者情報
販売者 日本ハネウエル株式会社
電話 03-6730-7237
住所 東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー20F

販売者は、自主的に販売先に通知し、回収作業を開始している。
- 4 要件に適合しない内容
耐衝撃性
 - (1) ショックアブソーバの耐衝撃性試験において、衝撃荷重が 6.0kN を超えたこと（墜落制止用器具の規格第 8 条）
 - (2) ショックアブソーバの耐衝撃性試験において、ショックアブソーバの伸びが 1.75m を超えたこと（墜落制止用器具の規格第 8 条）

ランヤード



ランヤード全体



ランヤード全体
(巻取器からストラップを全て出した状態)



ショックアブソーバの表示